

第4回 親権の在り方専門委員会 平成22年7月27日	資料3
----------------------------------	-----

星野 崇氏 青葉 紘宇氏 ヒアリング事項

- ① 里親家庭における児童の処遇に当たって、実親（親権者）との関係で問題となる事案を御教示ください。特に、単に実親（親権者）の主張があるというのではなく、親権に由来する問題についてお聞かせください。里親委託解除時又は解除後にも同様の問題があればお聞かせください。
- ② 里親と実親（親権者）との間で、意見の対立があった時など、現状ではどのように対応・解決しているのでしょうか。また、地域によって違いはありますでしょうか。どのようなサポートを望みますか。
- ③ 児童の身上監護について、実親（親権者）よりも里親の権限が優先することを導入することについて、どのようにお考えでしょうか。仮に、そうした仕組みを導入する場合には、無用の実親（親権者）との対立を激化させないような意見調整の場や里親が判断に迷うような場合に意見を求める機関があった方がよいという意見もありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。
- ④ 里親委託中の児童で、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、里親が親権を行うという仕組みについて、どのようにお考えでしょうか。また、里親ではなく児童相談所長が親権を行うという仕組みも考えられますが、見解をお聞かせください。
- ⑤ その他、親権の問題について御意見がありましたらお願いします。

意見を述べる前提として、次の点を踏まえさせて頂きたく思います。

- 1 里親といっても様々です。実親の状況によって里親としての対応が分かれるので、一括りで論じるのは現実的でないと考えます。
 - ①早い段階で、養育できないと実親が決めている場合
 - ②縁組が適当と認められていても、縁組承諾の書面が整えられない場合
 - ③虐待など実親の負の影響が強い場合や、実親の主張が偏っている場合
 - ④相当期間音信がないなど、実親の関わりが薄い場合
 - ⑤実親の関わりが濃い場合や、短期受託の場合

- 2、今回の意見は養育里親を前提にしており、養育里親は実親の子育ての支援機関の一部であると位置付けて集約しています。

子どもの養育は人としての心を育てる大切な役割を負っています。実親と里親が共に生きるという図式を掲げつつも、躰には大人の対応が一本化していなければならないという矛盾した関係にもあります。

質問1 実親との関係で親権に由来する問題事案（別紙事例を参照）

- ① 監護の領域の問題
- ② 実親との接点の問題
- ③ 18歳・解除後の問題
- ④ その他

質問2 実親と対立があった時、対応の現状について

- ・ 多くの場合、実親の意見が優先する形で終息しているのが現状です。実親との直接やり取りする場合は少数で、多くは児童相談所が調整し決定しており、里親の意見は参考程度に留まっています。

ただし、子どもが意思表示のできる場合は、子どもの意見も無視できないのが現状と思われれます。
- ・ 実親の存在がクローズアップするのは、措置解除に当たって意見にずれが生じた時です。子どもが意思表示のできる年頃の場合は、里親はこれまでの子育てや子どもの成熟度を信じて結果を待つのみです。引き取りや今後の生活を巡っては、子どもが的確な判断をする場合が多いようです。
- ・ 実親の存在が表面化するのとは一時帰宅した時もその一つです。事例で指摘した通り、生活スタイルの差異が目の前に展開します。親子は交流を通じて得るものも多い筈ですので、子どもにプラスになる実のある交流を望む次第です。
- ・ 被虐待の知的障害児の解除には、運用の課題が残っており善処を求めたいと思います。（事例参照）

質問3 身上監護面で里親優先とする案、及び調整機関を設置する案について

- ・ 子どもの人格形成には、信頼関係をベースに養育者と子どもとの相克が不可欠であり、一本化された大人の養育体制が必要です。この課題に対しては、親権云々の前に現実を直視しなければならないと考えます。子どもと生活を共にしている者が中心とならなければ躰は中途半端になってしまいます。
- ・ 愛着関係を形成する大切な乳幼児期にあつては、揺れ動く若い実親と、子ども・里親の関係をどう位置付けるのか、悩ましい状況が続いています。
- ・ 調整機関の設置は必須要件と考えます。機能としては「養育者、養育期間、養育範囲」を実親と調整機関が話し合い、養育里親はその結果に基づいて養育を分担する構図を望みたいと思います。
- ・ 人間は感情もあり変化もするので、図式通り整理しきれない場合も多々あります。調整機関のその都度の判断と指導の下、里親は子育てを進めます。その枠の中で、現に養育に当たっている者が監護面で優先とするのが現実的と考えます。
- ・ 事例で述べるような高校生のアルバイトの承認などの一般化している行為については、監護の範疇に入れるのが現実的です。
- ・ ただし、学校選択、大きな治療行為、発達診断など子どもにとって将来を左右するような課題は、調整機関の判断・指導の下になされるべきと考えます。

質問4 未成年後見等があるに至るまでの間、里親が親権を行使することについて

- ・ 養子縁組の制度が一方にあるので、養育里親は親権を持つべきではなく、あくまでも公的機関の指示の下に子育てすべきであると考えます。
- ・ ただし、明らかに養育する意思を持たない実親の場合、その子どもについては里親の了解を前提に、里親が未成年後見人になる道は残すべきと考えます。
- ・ 未成年後見については、現行法で規定されている児童相談所長の申請権限を完全に果たすべきで、後見人の確保・経費負担等そのために必要とされる施策は早急に整えていくべきと考えます。
- ・ 私どもの考える未成年後見人の職務は、財産管理に留まらず形式的な面だけでなく、親に代わって20歳まで関与する役目があると考えます。児童相談所長が当て職で就任するような形式的な性格のものではない筈です。
- ・ このように、未成年後見人の選任が重要と考えますが、どうしても未成年後見人が見つからない子どもについては、里親ではなく児童相談所長が親権を行い、里親は子どもの監護に責任を持つという役割分担がよいと考えます。

親権に由来した問題事例

全国里親会（平成 22 年 7 月 20 日）

1、監護の領域の問題

- ・（就労の承諾） 高校 2 年でアルバイトをしようとしたら、実親（親権者）の同意書を提出するように言われた。この子どもは両親が死亡しており未成年後見人も付いていなかったため、里親がガソリンスタンドに向向いてお願いした。

小さな企業は細かいことは言わないが、大手の企業は契約書について決まり通りに対処する傾向が強い。

- ・ 高校卒業で新聞配達の仕事に就くことになった。実父が大阪にいるので小遣いを溜めて、同意書・保証人の印をもらうために東京から大阪に向向いた。その時は良い返事だったが、結局同意書などは送られて来なかった。就職先に対して、特別に里親の印鑑・同意で済ませてもらった。
- ・ 盲学校を卒業して普通の会社に就職を決めたが、実父は「お前はマッサージの世界で生きろ」と主張し承諾書に捺印しなかった。学校の就職担任が中に入り、担任が保証人になることで会社の了解を得た。卒業を控え振り回された。

- ・（契約関連） 携帯電話のことで話し合いをしている最中、里親に内緒で叔母が母親の印を使って契約した。通話料が多額になってしまい、滞納のトラブルだけが住所の関係で里親宅に回されてきた。電話会社は、料金滞納は里親の監護の範疇であると主張している。

更に、里親が契約の解除を電話会社に求めたところ、契約解除は本人・親権者となっており、里親からの解除は認められないと言われ、本人の家出なども重なり通話停止になるまでの間、多額の通話料が累積していった。

- ・ 子どもも親の承諾があると、DVDなどのレンタルカードが作れるが、里親の承諾では作ってもらえない。友達はレンタルカードでDVD等を借りているのに、その仲間に入れない。里親の名前でカードを作ったが、本人以外にはカードの利用を認めていないので、子どもはレンタルショップを活用できないでいる。
- ・ 自動車賠償保険で里子は家族待遇の扱いに入れてもらえない。

- ・（予防接種など） 予防接種では実親の承諾書が求められる。
- ・ 子どもの発達検査なども医療行為に当たるとの判断から、実親の承諾を求める例もある。児童相談所は、精神科関係の受診や判定には実親の承諾を前提にして慎重である。

- ・（教育関連） 里親に教育の判断が認められたが、実際は実親の同意を

求めることになってしまう。特に特別支援教育の領域は実親の意見に基づいている。

- ・ 学校教育法では保護者の規定が「親権を行使する者、または未成年後見人」となっており、地域によっては実親の承認を求める例がある。
- ・ (里子の出入国管理) パスポートは、親権者・法定代理人のいない里子について、里親が手続きを進められるようになっている。実親がいる場合はその承諾がいる。
- ・ 海外への就学旅行時、実母と連絡を取るのに時間がかかり、学校への提出日に間に合わず「何でこんな思いをしなければならないのか」と痛感した。
- ・ 再婚などで実母の状況が変わり戸籍を見相に届けることを渋り、かなり時間がかかってしまった。

2、実親との接点の問題

- ・ 実親と交流して里親の家に帰ってきた時、生活が乱れて元に戻すのに苦労する。公的機関は親の人生観まで関与できないとの理由で、実親への交流時の生活指導を避ける傾向がある。
- ・ 実親の子育ての条件が整っていないのに、引取りを強く主張したり、不登校になったのは里親のやり方が悪かったからと里親の養育を批難する例がある。
- ・ 特別養子縁組が適当と思われる子どもが、実親の同意を得る機会がないために、養育里親の元へ措置される例がある。親からの音信のないまま子どもは成長していく。
- ・ 養育を里親に任せながら、子どもに事故があると実親は損害賠償を里親に請求してくる例があった。
- ・ 養父からの虐待で保護、里親措置となる。養父は「自分でなければこの子は駄目になる。」等と主張をし、養護学校に出向き里親の子育てを非難することもあった。
- ・ 養父から虐待され里親宅に措置。高校生 2 年の夏、養父は「夏休みは自分が世話する。自分の働いている倉庫でアルバイトをさせたい。」と主張し準備を進める。アルバイト賃金は養父の通帳に入れるように会社と話しをしている。
- ・ 再婚して子どもと縁組、その後、離婚しても子どもとの縁組を解消しない。子どもの給与の振込先を養父が勝手に作り、従うように執拗に迫ってきた。子ども名義の口座を作っていたので、子どもは自己管理を押し通した。

3 18歳・解除後の問題

- ・ 就労の承諾は親権者に求められる。実親が承諾の印鑑を捺さない場合や、

就労の内容に異議を挟む場合がある。

- ・ 解除後、多くの里子はアパートなどで生活を始める。不動産屋は18歳の子どもと賃貸契約を出来ないという。大人が連帯保証人となることで済ませる場合もあるが、大手の不動産屋は大人が契約者になることを求める。

(知的障害児の18歳)

- ・ 知的障害児は18歳で措置解除すると、障害者自立支援法の範疇に入り、親元の市町村に戻って障害福祉の手続きを進める。虐待で親子分離した場合も同様にするので、子どもは親管理下に入ってしまう。
- ・ そんな中、「厳しい躾が必要である。」などと言う封印されていた実親の子育て観を持ち出す例がある。
- ・ 児童相談所のやり方が気に食わないと言って手続きに応じない実親がいる一方、手続きを進める気配のない親もいる。
- ・ 明らかに子どもの収入を当てにしている実親や、生活保護の加算要員とするために受入れを表明する例がある。

その他

1、未成年後見事例

- ・ 幼児期に相次いで両親を亡くし保険金が子どもに残された。養護施設長が後見人に就き、その後里親委託となった。里親の元で使用した金額は矯正歯科100万円、高校を入り直した経費70万円であった。17歳時に「バイクをアルバイト代から買いたい、自分で働いて得たお金なので自由にして何が悪い。」と言ってきた。里親には財産管理権がないので、後見人に判断してもらうようにと答えておく。数日後、本人が後見人の所に話しに行ったが、一喝されて帰ってきた。
- ・ 未就籍の外国人の子どもの委託を受けた。国籍取得の手続きを進めるために、児相に勧められて里親が後見人となった。里親の熱意で、多くの困難を乗り越えて出生国の国籍を取得した。その後、養子縁組に発展して行った。未だ日本国籍は取得していないが、帰化の手続きが必要になると言われている。

2、欠格条項

児童福祉法33条「里親の欠格条件」に、被後見人や被保佐人と同居している家族は里親となれないと明記されている。養育里親が親と同居している場合、その親は相当高齢になっており、後見人を付けることにもあり得る。未成年後見制度は対象者を守るためにあり、同居家族の行動を制限するものではありません。後見制度の趣旨から逸脱していると思われる。

平成22年7月27日

社会保障審議会児童部会児童虐待防止の
ための親権の在り方に関する専門委員会 殿

財団法人全国里親会
会長 廣瀬 清蔵

児童福祉法における親権の制限に関する要望書

日頃より私ども里親へのご配慮を頂き感謝申し上げます。

養育里親の立場から、日頃感じていることをまとめてみました。私ども養育里親は、実親の存在を否定するものではなく、実親の養育力の回復を願いつつ、制限された親権の空白部分を補う機関の一つと考えております。

一方、子育てをしている中で、実親の了解が得られない時や実親の判断が得られない時に、子どもの戸惑いを目にし、親権制度の狭間の中で子育てのし難さも感じさせられております。親権を絶対的なものと位置付けるのではなく、子ども自身や現に養育に当たっている者の考え方が生活に反映されるように制度を整備して頂きたいと思っております。

衣食住の提供だけで子どもは育つというのではなく、子育ての真骨頂は心の養育にあります。それには一定期間、大人との関係を一本化する必要があります。大人と子どもの信頼関係の中で生まれます。そのような関係が成立する親権制度を望みます。

記

- 1、 実親のいない又は同等の環境下にある子ども（以下、「親のない子ども等」）に対しては、児童相談所長の未成年後見人申請を義務規定としてください。実施にあたっては、後見人の確保、経費の負担保障など広く使える制度としてください。
- 2、 監護の範囲を指示して頂ける制度を望みます。日常的な生活、例えばアルバイトの承認・携帯電話などの契約・予防接種の承諾・子ども名義口座の管理などは、現に養育に当たっている者が行使できるようにしてください。
将来に大きな影響を持つ事案については、公的機関の関与を条件とする制度としてください。
- 3、 親がいない子ども等で、18歳から20歳に至るまでの未成年期への支援策を整備してください。

第4回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会 論点ペーパー

本資料は、「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」の記載及びこれまでの本専門委員会の御議論を踏まえ、事務局において第4回の専門委員会の議論の材料として論点を整理したものである。

I 親権を行う者がいない子を適切に監護等するための手当て

1 問題の所在等

親権を行う者がいない子を適切に監護養育するために、未成年後見人に関する制度等を見直すことについて、検討するものである。

親権者の親権を制限した結果として親権の全部又は一部を行う者がいない状態になる場合には、通常、子を適切に監護等するためにその権限を（親権者に代わって）行使する者が必要となる。民法においては、このような者として未成年後見人が選任されることが予定されている*1。

もっとも、未成年後見人については、未成年後見人となる者を確保するのが困難であるという現実的な問題がある。その原因としては、未成年後見人の個人としてのプライバシーが明らかになるという問題*2や、報酬確保が困難であるという問題*3等が指摘されている。そして、このように未成年後見人の引受手の確保が困難であることが、親権喪失制度が積極的に活用されていない理由の一つであるとの指摘もされている（事案I参照）。

事案 I：親権者について親権喪失の原因があるが、親権を喪失させた後に、未成年後見人を引き受けてくれる者を確保することができないので、親権喪失宣告の申立て自体がちょうちよされる事案。

*1 民法第838条第1号は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに、未成年後見を開始する旨を規定する。

*2 個人として未成年後見人に選任される場合には、個人としての本籍等が未成年者の戸籍に記載されることとなる。

*3 後見人の報酬は被後見人の財産の中から支払われるものとされている（民法第862条）。

現在、児童相談所長等が個人として未成年後見人に選任されることがあるが、このような運用については、上記のようなプライバシーに関する問題があるほか、異動等により役職を離れることなどを考えると、私人の立場で未成年後見人となることは実情にそぐわないなどといった指摘がされているところである。

以上のような点を踏まえ、未成年後見人の引受手を確保するとともに、それが困難な場合であっても親権を行う者のいない未成年者を適切に監護養育することができるようにするために、現在ある制度をどのように改正し、又はどのような制度を新たに設けるのが適切かといった観点から「児童虐待防止のための親権制度研究会」において検討がなされた。

2 法人による未成年後見

※ 法制審議会において、検討中の論点。

(1) 現状とその問題点等

未成年後見人については、その権利義務の内容が未成年者の身上監護に重点が置かれていることなどから、民法上、法人を選任することはできないものと解されている。しかしながら、現実には、その引受手を確保するのが困難であることは前述したとおりであり、そのため、引受手の選択肢を広げるために、法人を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられる。

(2) 今後の検討課題等

もっとも、法人を未成年後見人に選任することができるものとするところについては、現在、それが認められていない上記理由にも相応の合理性があると考えられるところであり、法人が未成年後見人の職務を行うことが適当かどうかについての検討が必要である。この点については、例えば、事実上自立した年長者の場合であれば、未成年後見人が現実に引き取って世話をするというのではなく、財産に関する権限の行使が主な職務となることを考えると、法人が未成年後見人の職務を行うことは不適當であると一般的にはいえないとの意見等があった。

また、現に未成年後見人としての適格性を有する法人がどの程度存在するかが明らかでないといった実際上の問題もある。この点については、例えば、社会福祉法人が運営する児童福祉施設から自立した未成年者に親権を行う者がいないよ

うな場合には、当該法人を未成年後見人に選任するといったことが考えられるとの指摘があった。

法人による未成年後見については、今後、以上のような点を踏まえ、更に検討が深められることが期待されるが、そのためには、実態等の把握も重要であると考えられる。

なお、法人を未成年後見人に選任することができるものとするかどうかの点と併せて、未成年後見人は一人でなければならないとする民法第842条の規定の見直しについても検討する余地がある。この点については、未成年後見人を複数選任することができるものとし、例えば、未成年者自身に多額の財産があるような場合に、身上監護については親族から未成年後見人を選任しつつ、財産管理については法律の専門家等から別途後見人を選任することができるようにしてもよいのではないかと意見もあった。他方で、未成年後見人の職務の性質上、複数の未成年後見人間の方針に齟齬が生ずることが未成年者の福祉の観点から相当ではなく、その弊害は権限の調整規定によって解決し得る性質のものではないと考えられることなどから、慎重に検討すべきとの意見もあった^{*4}

3 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がないときの取扱い

(1) 現状とその問題点等

施設入所中の児童で親権者及び未成年後見人のないものについては、施設長が、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされているが（児童福祉法第47条第1項）、里親等委託中又は一時保護中の児童については、現行法上、未成年後見人の選任で対応しなければならない。

しかしながら、現実には、その引受手を確保するのが困難であることは前述したとおりである。そこで、里親等委託中又は一時保護中の児童についても、親権者及び未成年後見人がないときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が個人としてではなく機関として親権を行うものとする

*4 平成11年民法改正の際にも、本文記載のような理由から、同改正前の第843条による未成年後見人の数を一人とする規律が維持されたという経緯がある。

が考えられる。

(2) 今後の検討課題等

もつとも、親権者及び未成年後見人のない児童に対し親権を行う主体については、現行制度において施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされていることにかんがみ、一時保護中の児童に対しては児童相談所長とし、里親等委託中の児童に対しては里親等とすることも考えられる^{*5}。この点については、それぞれの場面において、どの主体が親権を行うものとするのが児童の福祉にかなうかといった観点から、施設長、里親等、児童相談所長それぞれの現状や特質等も踏まえて、検討する必要があると考えられる。

4 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がないときの取扱い

(1) 現状とその問題点等

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者及び未成年後見人がないときには、未成年後見人の選任で対応しなければならない^{*6}が、現実には、その引受手を確保するのが困難であることは前述したとおりである。

そこで、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のないものに対しても、その福祉のため必要があるときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権

*5 現在、施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされている点を変更し、施設入所中、里親等委託中及び一時保護中のいずれの場合であっても、児童相談所長が親権を行うものとするのが適当であるとの意見もあったが、他方で、現在、施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされていることについて、特段の不都合は指摘されておらず、これを変更する必要性は乏しいとの意見があった。

*6 ただし、平成19年改正法により、児童相談所長が未成年後見人の選任を請求した未成年者（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対しては、当該児童相談所長が、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた（同法第33条の8第2項）。

を行うことができるものとするか、又は、行政機関としての児童相談所長をその未成年後見人に選任することができるものとするのが考えられる*7。

(2) 今後の検討課題等

ア 制度創設の相当性等

もっとも、児童相談所長が、親権を行う者又は未成年後見人として、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者の監護等を適切に行うことができるのかといった実務的な問題があるほか、そのような未成年者について、児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されることが相当な事案は、真に未成年後見人の引受手を確保することができない場合などに限られるのではないかといった問題があることから、これらの点について、更に検討する必要がある。

なお、機関としての児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されるものとするれば、上記のようなプライバシーや報酬に関する問題が解決し、

*7 具体的には、施設から自立した後の未成年者について、未成年後見人の引受手の確保ができず、住居の確保や就職などに支障を来す例があり、そのような場合に、児童相談所長が未成年者を代理したり未成年者自身の行為に同意したりすることができるようにするのが相当であるとの意見がある。

その点に利点があるといった意見があった*8。

イ 具体的制度設計

児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されることができるとする制度設計については、家庭裁判所において児童相談所長を未成年後見人に選任することができるものとするとも考えられるが、家庭裁判所による選任によらず、例えば、都道府県知事による判断等に基づき、行政手続によって、児童相談所長が未成年者の親権を行うものとするような制度設計も考えられる。

児童相談所長が未成年者の親権を行うものとする制度設計とする場合には、具体的にどのような場合に親権を行うことができるものとするか、どのような手続とするかなどの点について、更に検討を進める必要がある。

また、家庭裁判所において児童相談所長を未成年後見人に選任することができるものとする制度設計とする場合においても、司法と行政との関係等にかんがみると、行政機関である児童相談所長が、私人の未成年後見人と同様、家庭

*8 未成年後見人に私人である個人が選任されることについては、未成年者が第三者に対し加害行為を行ったときに、監督義務者の責任等（民法第714条、第709条参照）を負うおそれがあり、そのことが未成年後見人の引受手を確保するのを困難にしている一因であるとの指摘もされている。

仮に、機関としての児童相談所長が親権を行い、又は未成年後見人に選任されることができるとした場合には、未成年者が第三者に対し加害行為を行った場合等の責任について、国家賠償法の適用があるのであれば、児童相談所長の個人としての責任は発生せず、公金において負担することになると考えられる。他方、民法（不法行為法）の適用があるのであれば、個人責任を免責し、又は公金において負担するものとするのが相当かどうか、相当であるとしてそのためにどのような立法上の手当てが必要かといった点について、更に検討する必要があると思われる。

この点に関連して、一般的に未成年後見人の負担や責任を軽減すべきとの意見もあり得るが、少なくとも、未成年後見人の民法（不法行為法）上の責任自体を軽減することについては、民法の体系に対する影響が大きいことなどから、慎重に検討する必要があると思われる。また、負担の軽減については、保険制度の整備などによる対応が期待されるとの指摘がある。

裁判所による直接の監督に服するものとするのは相当でないと考えられる。そこで、児童相談所長による後見事務の適正を確保するための制度設計について、更に検討を進める必要がある。

なお、制度設計の点に関連して、民法上は、法律上の親でない者が親権を行うということは原則として想定されておらず、法律上の親でない者が親権者と同様の権利義務を有する場合を後見と位置付けていることから、行政機関である児童相談所長が親権を行うものとする点については、慎重に検討すべきとの意見があった。この点については、現行制度においても、児童福祉法第47条第1項において施設長が親権を行う場合が、同法第33条の8第2項において児童相談所長が親権を行う場合が、それぞれ規定されていることから、児童相談所長が親権を行うものとしたとしても、必ずしも法体系上の問題があるわけではないと考えられる。もっとも、民法と児童福祉法との有機的関連という点も踏まえ、法体系全体としてどのように考えるのが適切かという観点から、更に検討すべき事項であると考えられる^{*9}。

【参考】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

*9 この点は、3の里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がないときについても、同様に検討すべき事項であると考えられる。